

2011
(平成23年)

7
JULY

年金機構業務

No.006

つうしん



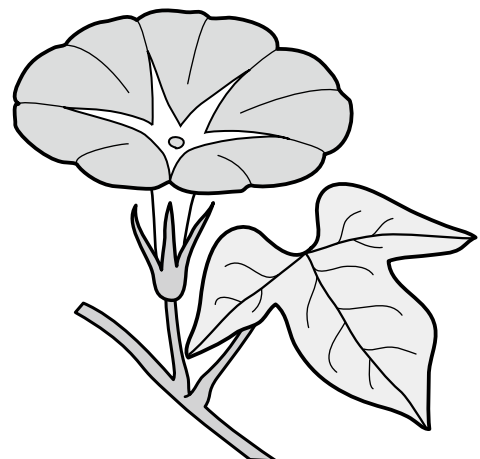
○ 東日本大震災関係 P.1



○ 再裁定の進達事務の留意事項(その4) P.22



○ 障害年金業務に関する大切なお知らせ(その3) P.27



《もくじ》

1. 東日本大震災関係	1
○ 東日本大震災における年金給付に関する取扱い（その4） 老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定（65歳裁定）の特例	2
○ 東日本大震災における年金給付に関する取扱い（その5） 今回の震災により行方不明となった方に関する取扱い	8
2. 再裁定の進達事務の留意事項（その4）	22
○ 再裁定受付点検チェックシートの見直し案（情報提供）	23
3. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その3）	27
○ 障害給付の請求に係る事務取扱 障害給付の認定日と事後重症による請求が同時に行われた場合の取扱い	28
○ 人工血管・心臓移植・人工心臓等の障害認定日 手術日（装着日）と障害認定日の疑義照会への回答	30
○ 障害基礎年金の子加算に係る事務取扱 様式205号「加算額・加給年金額対象者不該当届」受付時の留意事項	33

1. 東日本大震災関係の指示・依頼（その４～その５）

【年金給付部 給付企画・指導グループ】

- 東日本大震災における年金給付に関する取扱い【その４】
（平成 23 年 6 月 3 日 給付指 2011-166）

今回の大震災における老齢厚生年金及び老齢基礎年金の 65 歳到達時における
裁定の特例（裁定請求書未提出者の取扱い）に関する取扱いについて、指示・依頼を
したものです。

- 東日本大震災における年金給付に関する取扱い【その５】
（平成 23 年 6 月 8 日 給付指 2011-169）

今回の大震災により行方不明となった方に関する給付の取扱い（死亡の推定）
について、指示・依頼をしたものです。

震災関係

平成23年6月3日

給付指2011-166

<緊急>

東日本大震災における年金給付に関する取扱い【その4】(指示・依頼)

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	△	◎	△	◎	△	△	△	◎	△	△	△	△	△	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	○	○			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、システム統括部、基幹システム開発部、システム運用部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部、年金相談部

目的・趣旨

今回の震災における老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例に関する取扱いについて、お知らせするものです。

ポイント(内容)

今回の震災における老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例に関する取扱いについてお知らせいたします。詳細については別添をご覧ください。

審査担当マツコ欄 ■

照会先
本部年金給付部
給付企画G 渡部 太田(泰)
給付指導G 笠井 中村
連絡先 03-6892-0769
03-6892-0770

老齢厚生年金及び老齢基礎年金の裁定の特例措置における取扱い（指示・依頼）

年金給付部給付企画グループ
給付指導グループ

平成23年5月2日付で「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号）により、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した地域に居住する受給権者であって、当該震災後間もなく65歳に達する方については、年金の請求を行うことが困難な場合があると考えられることから、お客様からの請求が無い場合であっても支給が継続されるよう、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を職権により決定できることとされました。

1 対象者の要件

裁定の特例措置の対象となる方は、以下（1）から（3）までのすべてを満たした方になります。

（1）生年月日要件

平成23年3月1日から同年6月30日までの間に65歳に達する方

（2）住所要件

平成23年3月11日時点において、別添2の区域に住所を有する方

（3）裁定要件

特別支給の老齢厚生年金（※）の裁定を受けている方であって、65歳に達する月の末日までに年金請求書の提出がなかった方

※ 国家公務員共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金、地方公務員等共済組合法の規定による特別支給の退職共済年金及び私立学校教職員法の規定による特別支給の退職共済年金（いずれも共済組合の組合員であった期間のみを有する方に限る）の受給者については、各共済組合において、必要に応じて職権により老齢基礎年金の年金請求書を作成し、機構本部に回付する。機構本部において回付された年金請求書に基づき、老齢基礎年金の決定処理を行う。

2 事務処理概要

裁定の特例措置に伴う事務処理概要は以下のとおりです。

- （1） 機構本部において、年金請求書の提出がなかった方について、一括処理により裁定を行う。

- (2) 一括処理により決定した方に対して、「65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ」(別添3)を「支給額変更通知書」に同封し、配達証明により機構本部から送付する。この際、繰下げ請求を希望する方については、年金事務所に相談するよう案内をする。
- なお、「65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ」に記載されている期限までに申出がなかった方は、繰下げの意思がなかったものとする。
- (3) 一括処理により決定した方から繰下げの申出を受けた年金事務所は、請求内容に基づき、「繰下げ請求にかかる申出書」(別添4)及び過払いの年金がある場合は「返納方法申出書」を提出いただき、様式127号-2〔諸変更裁定の取消〕(届書の右上余白部分に「震災分」と朱書きすること)を作成の上、機構本部に進達する。
- (4) 機構本部においては進達された届書に基づき、裁定取消処理等を行い、必要に応じて返納告知を行う。

3 未送達者対応

この取扱いによる「支給額変更通知書」が未送達となった方に対する対応は、以下のとおりです。

- (1) 「支給額変更通知書」が未送達だった場合は、2か月程度経過後、本部から再度送付を行う。この作業を年度末を目途に何度か行う。
- (2) 残件数が少なくなった時点で、本部から管轄の年金事務所に当該者の調査を依頼する。
- 年金事務所においては、依頼内容に基づき、当該者の住所について訪問調査等を行い、判明した者についてこの度の裁定の特例措置について説明を行い、繰下げ請求を希望する方については、「繰下げ請求にかかる申出書」及び「返納方法申出書」を取得する。以下、上記3(3)及び(4)のとおりとする。

4 処理スケジュール

本部における処理スケジュールは以下のとおりです。

- (1) 3月、4月到達者
- ① 6月定期支払に向け、5月17日に一括決定処理
 - ② 6月7日に「65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ」を同封した「支給額変更通知書」を発送。
- (2) 5月、6月到達者
- ① 8月定期支払に向け、7月中旬に一括決定処理
 - ② 8月5日(予定)に「65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ」を同封した「支給額変更通知書」を発送。

別添2

特定被災区域のうち交通、郵便その他の事情を勘案して
特例裁定区域告示において定められる区域

(65歳裁定の特例関係)

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 岩手郡葛巻町 岩手郡岩手町 岩手郡滝沢村 紫波郡紫波町 紫波郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 東磐井郡藤沢町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 下閉伊郡岩泉町 下閉伊郡田野畑村 下閉伊郡普代村 九戸郡軽米町 九戸郡野田村 九戸郡九戸村 九戸郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 柴田郡村田町 柴田郡柴田町 柴田郡川崎町 伊具郡丸森町 亘理郡亘理町 亘理郡山元町 宮城郡松島町 宮城郡七ヶ浜町 宮城郡利府町 黒川郡大和町 黒川郡大郷町 黒川郡富谷町 黒川郡大衡村 加美郡色麻町 加美郡加美町 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 伊達郡国見町 伊達郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町 西白河郡西郷村 西白河郡泉崎村 西白河郡中島村 西白河郡矢吹町 東白川郡棚倉町 東白川郡矢祭町 東白川郡塙町 東白川郡鮫川村 石川郡石川町 石川郡玉川村 石川郡平田村 石川郡浅川町 石川郡古殿町 田村郡三春町 田村郡小野町 双葉郡広野町 双葉郡楡葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村 双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町 双葉郡葛尾村 相馬郡新地町 相馬郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 東茨城郡大洗町 東茨城郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 芳賀郡茂木町 芳賀郡市貝町 芳賀郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市（美浜区に限る。） 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町

年金を受けている皆さまへ

65歳になられたことによる年金の決定に関するお知らせ

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

65歳前の老齢厚生年金を受けている方は、65歳になりますと、その年金の内容及び名称が変更され、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けるための請求手続きが必要となりますが、このたびの東日本大震災により被災された、3月2日から7月1日までに65歳となられた方につきましては、この請求手続きをいただかなくとも、老齢基礎年金と老齢厚生年金をお支払いすることといたしました。

このため、平成23年6月以降につきましては、同封の「支給額変更通知書」のとおり、年金をお支払いいたしますので、ご連絡いたします。

なお、年金の繰下げをご希望される方は、お手数ですが、このお知らせと同封の「支給額変更通知書」をお持ちの上、平成23年8月末日（※）までにお近くの年金事務所まで申し出ください。平成23年8月末（※）までに申し出がなかったときは、繰下げの意思がなかったことといたしますので、ご留意願います。

すでに請求書をご提出いただいた方は、行き違いですので、ご容赦ください。

ご不明な点などございましたら、以下の「被災者専用フリーダイヤル」又は最寄りの年金事務所にご相談ください。

被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

お問い合わせは、「被災者専用フリーダイヤル」へ！



0120-707-118（通話無料）

期 間 ： 平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間 ： 月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。

※ お問い合わせは、最寄りの年金事務所でもお受けしております。



日本年金機構

Japan Pension Service

※ 3月、4月到達者については、「平成23年8月末日」と印刷しています。

5月、6月到達者については、「平成23年10月末日」と印刷しています。

年金決定の取消にかかる申出書

私はこのたび、老齢基礎年金等の裁定の特例により年金の支給が決定されましたが、以下のとおり繰下げを希望しますので、すでに決定されている当該年金の支給については、取消をして下さい。

なお、すでに支払済の年金については、返還します。

(いずれかご希望の番号に○をして下さい)

1. 老齢基礎年金の繰下げを希望します。
2. 老齢厚生年金の繰下げを希望します。
3. 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げを希望します。

平成 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 あて

基礎年金番号・年金コード — —

住 所

氏 名

印

震 災 関 係

平成23年6月8日
給付指2011-169
厚年指2011-191
国年指2011-228

<緊急>

東日本大震災における年金給付に関する取扱い【その5】（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所					情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	各部（全）	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室					
	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	△	◎	✓	✓			

本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、システム統括部、基幹システム開発部、システム運用部、業務管理部、障害年金業務部、業務渉外部、支払部、年金相談部

目的・趣旨

今回の震災により行方不明となった方に関する給付の取扱いについてお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 東日本大震災により行方不明となった方に関する給付の取扱いについてお知らせします。詳細については、別添をご覧ください。

審査担当チェック欄 ■

照会先

年金給付部 給付企画G 渡部 太田(泰)
給付指導G 笠井 中村
給付連絡先 [REDACTED]
厚生年金保険部 適用企画指導G 山上 潤
連絡先 [REDACTED]
国民年金部 適用収納企画指導G 楠元
連絡先 [REDACTED]

東日本大震災により行方不明となった方にかかる給付の取扱い（指示・依頼）

年金給付部
厚生年金保険部
国民年金部

平成23年5月2日付で「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」（平成23年政令第131号）及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する告示」（平成23年厚生労働省告示第154号）により、東日本大震災により行方不明となった方の生死が3か月間分からない場合又はその方の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、平成23年3月11日にその方が死亡したものと推定することとされました。

1 対象となる給付の範囲

この特例の対象となる「死亡に係る給付」とは、以下のとおり。

（1）厚生年金保険法関係

- ① 未支給の保険給付
- ② 遺族厚生年金

（2）国民年金法関係

- ① 未支給の給付
- ② 遺族基礎年金
- ③ 寡婦年金
- ④ 死亡一時金

（3）国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条による改正前の船員保険法（以下「昭和60年改正前船員保険法」という）関係

- ① 未支給の保険給付
- ② 遺族年金（昭和60年改正前船員保険法第50条。同法第50条の4の規定により転給される場合に限る。）

2 事務処理概要

(1) 各年金事務所・事務センターで処理するもの

① 受付

年金事務所において、対象者から「死亡に係る給付」の請求があったときは、当該給付に係る請求書（以下「年金請求書等」という。）、添付書類、「申立書」（別添2）及び「行方不明者であることを確認できる書類」（※）の提出を求めることとする。

受け付けた年金請求書等を事務センターへ進達する場合は、年金請求書等の右上余白に「行方不明者分」と朱書きすること。

なお、遺族年金の請求にあたって、当該行方不明者が年金受給者であった年金の過払いがある場合は、できる限り請求した遺族年金で過払い分を内払調整することの説明を行い、必要に応じて「返納方法申出書」を徴収すること。

※ 別添3「震災特別法における死亡推定に係る取扱い」を参照すること。

② 死亡喪失（失権）処理

受け付けた年金請求書等及び添付書類等に基づき、以下のとおり処理を行うこと。なお、必要に応じ適用担当課に請求書の写し等を回付し、処理を依頼すること。

i 受給権者の場合

死亡が推定される者が受給していた年金に係る死亡届の提出をしていただき、当該死亡届に基づき失権処理を行うこと。

ii 厚生年金保険の被保険者の場合

被保険者に係る資格喪失届が提出されていない場合については、事業主等より、死亡を事由とする資格喪失届を提出するよう請求者へ説明し、提出された資格喪失届に基づき事務センターにおいて死亡喪失処理を行うこと。（事業主が行方不明の場合等の具体的な事務処理については別添5を参照すること。）

なお、当該行方不明者に係る資格喪失年月日は、平成23年3月12日とすること。

iii 国民年金の被保険者の場合

死亡に係る給付の請求に基づき、死亡を事由とする資格喪失処理を事務センターで行うこと。

なお、当該行方不明者に係る死亡年月日は、平成23年3月11日とすること（資格喪失年月日は平成23年3月12日であること。）。

③ 内容審査及び決定

事務センターにおいては、死亡喪失（失権）処理後、添付されている書類に基づき年金請求書等及び添付書類により審査及び決定処理を行うこと。

この際、後日、死亡の事実に関する事後確認を行うことができるよう、必要に応じ、「行方不明となった者にかかる年金等決定者一覧表」（別添6）を作成することにより管理しておくこと。

（2）機構本部へ進達が必要なもの

① 受付

年金事務所において、対象者から「死亡に係る給付」の請求があったときは、年金請求書等、添付書類、「申立書」（別添2）及び「行方不明者であることを確認できる書類」（※）の提出を求めることとする。

受け付けた年金請求書等は、右上余白に「行方不明者分」と朱書きすること。

※ 別添3「震災特別法における死亡推定に係る取扱い」を参照すること

② 死亡喪失（失権）処理

受け付けた年金請求書及び添付書類等に基づき以下のとおり処理を行うこと。

i 受給権者の場合

死亡が推定される者が受給していた年金に係る死亡届の提出をしていただき、当該死亡届に基づき失権処理を行う。

ii 厚生年金保険の被保険者の場合

被保険者に係る資格喪失届が提出されていない場合については、事業主等より、死亡を事由とする資格喪失届を提出するよう請求者へ説明し、提出された資格喪失届に基づき事務センターにおいて死亡喪失処理を行う。（事業主が行方不明の場合等の具体的な事務処理については別添5を参照すること。）

なお、当該行方不明者に係る資格喪失年月日は、平成23年3月12日とすること。

iii 国民年金の被保険者の場合

死亡に係る給付の請求に基づき、死亡を事由とする資格喪失処理を事務センターで行うこと。

なお、当該行方不明者に係る死亡年月日は、平成23年3月11日とすること（資格喪失年月日は平成23年3月12日であること。）。

③ 内容審査及び進達

機構本部へ進達する部署（以下「進達元」という）において、添付されている書類に基づき内容の点検を行ったうえで、機構本部に進達する。

進達する場合には、右上余白に「行方不明者分」と朱書きした進達票を別途作成のうえ進達すること。

なお、後日、死亡の事実に関する事後確認を行うことができるよう、進達元において必要に応じ、「行方不明となった者にかかる年金等決定者一覧表」（別添6）を作成することにより管理しておくこと。

（3）事後確認

この取扱いにより年金等が決定された者については、適正な年金給付の観点から、死亡が推定される日から概ね1年を経過した時点において、戸籍謄本等を各事務センターで公用請求により取得し、死亡の届出について確認を行うことを予定しているが、詳細な取り扱いについては6月中を目途に別途指示する。

また、年金等が決定された後に行方不明者の生存が判明したときは、決定された年金等の取消など必要な処理を行うこととするが、この場合の事務処理についても、6月中を目途に別途指示する。

3 受付件数の報告

各年金事務所においては、この特例により受け付けた年金請求書等の件数を当面の間、以下のとおり報告してください。

報告内容： 「行方不明となった者にかかる年金請求書等の受付状況」（別添7）による

報告先： 機構本部年金給付部報告用メールアドレス
(kikou-kyuufuhoukoku@nenkin.local)

報告期日： 平成23年6月17日（金）から、毎週金曜日17時まで

申 立 書

1. 行方不明の経緯

記載例) 平成23年3月11日の地震発生当日は、〇〇市所在の工場に出勤し働いていましたが、工場が津波に遭い全壊しました。その後、現在まで本人と連絡を取ることが出来ず、行方が分からない状況です。

2. 行方不明者に関する事項（わかる範囲で記入してください。）

住 所					
氏名（ふりがな）	()				
生年月日・性別	昭和	年	月	日	男・女
行方不明年月日	平成	年	月	日	
届出年月日等	平成	年	月	日	警察署
行方不明となった場所					

3. 公的給付等の受給状況

（行方不明者として公的給付等を受給した場合は、決定通知書等の写しを添付。）

記載例) 災害弔慰金支給済

4. その他

以下の点について確認します。（□にレを付けて下さい。）

- ☐ 年金事務所等が遺族厚生年金等の支給に係る調査を行うため、必要な範囲で警察に対し、行方不明者に関する事項について確認することがあること。
- ☐ 年金事務所等が遺族厚生年金等の支給に係る調査を行うため、必要な範囲で行方不明者の戸籍・住民票に関する事項について公用請求することがあること。
- ☐ 年金の決定された後に行方不明者の生存が確認できた場合には、当該年金の決定は取消され、既に支給された年金があった場合には、返還しなければならないこと。
- ☐ 生存が確認出来た場合は、速やかに年金事務所に連絡すること。

上記の者については、現在もなお行方不明となっていることについて申立てます。

平成 年 月 日
日本年金機構 年金事務所長 宛

申 請 者 住 所: _____

氏 名: _____

続 柄（行方不明者との関係）_____

連絡先: _____

別添 3

震災特別法における死亡推定に係る取扱いについて

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る行方不明の確認については、死亡に係る給付の請求者からの申立書（別添 2）によるほか、以下のとおり行うこと。

1. 行方不明者であることを確認するための以下①～④の書類がある場合は、年金請求書等に添付する。

- ① 死亡推定の特例を適用し支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書の写
- ② 行方不明者であることを理由とした災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類の写し
- ③ 第三者（事業主等）の証明書（別添 4）
- ④ その他これらに準ずる書類

2. 上記 1 の書類がなかった場合は、以下のとおり対応することとして調整中であり、調整が出来次第、別途連絡します。

- ① 請求者の方に記載していただいた「申立書」に基づき、各事務センターで取りまとめた上で、一覧表（※）により行方不明者の住所を管轄する都道府県警察に照会すること。
- ※ 都道府県警察に照会するための一覧表については、別途示すこととする。
- ② 事務センターから照会を受けた都道府県警察において、当該行方不明者にかかる行方不明者届の提出の有無について確認を行い、照会先の事務センターへ回答する。
- ③ 都道府県警察から回答を受けた各事務センターは、その回答に基づき死亡推定を行い、年金等の決定処理を行うこと。

なお、都道府県警察からの回答が「無」であった場合は、別途本部年金給付部と協議を行ったうえで年金等の決定処理を行うこと。

確 認 書

下記の者については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、現在もなお行方不明であると思われることを確認します。

住 所：.....

フリガナ
氏 名：..... 性 別：.....

生年月日：.....年.....月.....日生

○ 行方不明と思われる理由

記載例1) 被災当時、上記の方は〇〇市所在の工場に勤務していたが、今回の震災により工場が全壊し、その後連絡が取れない状況にあるため、行方不明であると思われる。

記載例2) 上記の方は、私の隣に住んでいましたが、3月11日の震災以降、〇〇さんの姿は確認できないため、行方不明であると思われます。

平成 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長 宛

平成 年 月 日

証 明 者 住 所
役 職
氏 名 印

(請求者との関係：)

厚生年金保険被保険者にかかる行方不明者の取扱い

- 1 事業主が行方不明等により、事業主から資格喪失届を提出することが困難な場合は、以下の方法でも差し支えないこととするが、相談者が事業所の連絡先等を知らないなどの場合は、年金事務所から事業所等に連絡するなど丁寧な対応をすること。
 - ① 法人事業所である場合は、事業主名ではなく法人事業所名で届出を行うことが可能であること。この場合は、資格喪失届に届出した者の役職名、部署名、氏名を記載すること
 - ② 個人事業所である場合は、相続人等においてその事業が継承又は廃止されることとなるため、事業が継続され、事業所が存続する場合には、新たな事業主より事業主変更の届出がなされたうえで手続きを行うこと。
- 2 震災による行方不明者に係る資格喪失届については、資格喪失原因は「死亡5」とし、健康保険の被保険者証が回収不能又は滅失し「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付しない場合については、備考欄に「震災による行方不明」と記載いただくこと。
- 3 被扶養者分も回収不能又は滅失した場合は「被扶養者分も同様」と記載いただくこと。
- 4 事業主等と連絡を取ることができず、資格喪失届の提出が困難であるときは、資格喪失の処理を職権により行うことも差し支えない。その場合、年金事務所にて資格喪失届を起票すること。
 なお、職権により処理をする場合においても決定通知書を事業主あて送付することとし、郵便等の事情により事業主等に到達しない場合は年金事務所等にて公告すること。
- 5 職権により資格喪失の処理を行うときは、死亡に係る給付の請求者に対して、被保険者証（被扶養者分を含む。）の回収等が可能であるか確認し、可能であれば後日でもよいので提出していただくよう説明すること。

行方不明となった者にかかる年金等決定者一覧表

別添6

[illegible]

別添7

行方不明となった者にかかる年金請求書等の受付状況

〇〇年金事務所

	遺族基礎・厚生年金請求書	寡婦年金請求書	死亡一時金請求書	未支給年金請求書
～6月16日まで	1件	1件	1件	1件
6月17日～6月23日まで				
6月24日～6月30日まで				



(別紙参考)

年管管発0607第5号
平成23年6月7日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生
年金等の請求があった場合の取扱いについて

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成23年厚生労働省令第57号）の施行については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律における厚生年金保険等の特例措置について（平成23年5月2日保発0502第6号・年発0502第3号・雇児発0502第3号保険局長、年金局長及び雇用均等・児童家庭局長連名通知。）により通知したところであるが、標記の請求があった場合の取扱いについては、下記の事項に留意し、その適正な取扱いに配慮されたい。

記

1 対象となる給付の範囲

この特例の対象となる「死亡に係る給付」とは、以下のとおりであること。

(1) 厚生年金保険法関係

- ① 未支給の保険給付（厚生年金保険法第37条）
- ② 遺族厚生年金（厚生年金保険法第58条）

(2) 国民年金法関係

- ① 未支給の給付（国民年金法第19条）
- ② 遺族基礎年金（国民年金法第37条）
- ③ 寡婦年金（国民年金法第49条）
- ④ 死亡一時金（国民年金法第52条の2）

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第5条による改正前の船員保険法（以下「昭和60年改正前船員保険法」という。）関係

- ① 未支給の保険給付（昭和60年改正前船員保険法第27条の2）
- ② 遺族年金（昭和60年改正前船員保険法第50条。同法第50条の4の規定により転給される場合に限る。）

2 死亡の推定について

- （1）東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）により行方不明となった者の生死が震災発生日の翌日から起算して三か月間分らない場合は、平成23年8月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等により死亡届が提出されていないことを確認のうえ、次の①及び②に掲げる書類により確認すること。

① 震災により行方不明となったことの申立書

② 次のアからエのいずれかの書類

ア 法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書

イ 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類

ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

- （2）震災により行方不明となった者の死亡が震災発生日の翌日から起算して三か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡時期が分からない場合は、平成23年3月11日に死亡したものと推定して取扱うこととし、当該事実については、その者の戸籍謄本等のほか、2（1）①及び②に掲げる書類により確認すること。

3 死亡が推定された者が厚生年金保険及び国民年金の受給権者又は被保険者の場合の取扱い

（1）受給権者の場合

死亡が推定された者が受給していた年金に係る死亡届の提出を求め、当該死亡届に基づき失権処理を行ったうえで、死亡に係る給付の裁定を行うこと。

（2）厚生年金保険の被保険者の場合

① 死亡の推定により死亡に係る給付の請求のあった被保険者に係る資格喪失届が提出されていない場合については、事業主等より、死亡を事由とする資格喪失届を提出するよう請求者に説明すること。なお、必要に応じて年金事務所等より事業主等に対して資格喪失届の提出を依頼するなど弾力的な運用をすること。

② 事業主等と連絡をとることができず、①により資格喪失届を提出することが困難である場合については、上記2により行方不明者であることを確認し、年金事務所等において職権により資格喪失処理を行って差し支えないこと。

③ 事業主等が3月11日以降、被保険者が震災により行方不明となったこと等の理由により、資格喪失届を提出していた被保険者について、死亡に係る給付の請求が行われた場合には、上記2により行方不明者であることを確認し、年金事務所等において職権により、資格喪失年月日及び喪失事由の訂正処理を行って差し支えないこと。

④ 当該行方不明者に係る資格喪失年月日は平成23年3月12日とすること。

(3) 国民年金の被保険者の場合

死亡に係る給付の請求に基づき、死亡を事由とする資格喪失処理を行うこと。
なお、当該行方不明者に係る死亡年月日は、平成23年3月11日とすること。

4 死亡の事実に関する事後確認

2(1)の場合において、死亡の推定により裁定がなされた者については、適正な年金支給の観点から、死亡が推定される日から概ね1年を経過した時点において、年金事務所等の職員が公用請求により戸籍謄本等を取得し、死亡の届出が行われているか確認すること。

確認の結果、死亡の届出が確認できない場合には、地方厚生(支)局長の認可を受け、被災者の死亡の事実について調査を行うこと。

また、この調査に対して命令に従わず、又は質問に応じなかったときは年金の支給を停止すること。

5 死亡推定後に生存が判明した場合の取扱い

死亡推定後に当該行方不明者の生存が判明した場合は、死亡推定を前提として裁定された給付の取消処理を行い、既に支給された給付がある場合には、その返納を求めること。

また、被保険者記録は死亡推定による補正前の状態に戻すこととし、還付された保険料がある場合には返納を求めること。

再裁定の進達事務の留意事項（その4）

【 支払部 再裁定グループ 】

再裁定の受付および進達事務の留意事項につきましては、「再裁定の受付および進達事務の留意事項（平成22年6月11日 給付指2010-113、支払指2010-3）」および「年金機構業務つうしん（平成22年11月号より順次）」にてお示ししているところです。

今般、本指示依頼の別添①の「再裁定（年金コード1150）受付点検チェックシート」[第2版]につきまして、更なる業務処理の適正化を図り、本部・事務所・事務センターとの情報の共有化をすべく内容を精査しているところです。

つきましては、現段階におけるチェックシート（案）をお示しいたします。なお、詳細については、別途、指示・依頼等にてご連絡いたします。

また、再裁定事務処理フローについて、事務所や事務センターから本部へ「様式第127号」等の進達後、どのような業務処理が行われ、どのようにしてお客様へのお支払の手続きに至るのかについて主な処理の流れを掲載しましたので、参考にしてください。

目次

○ 「再裁定（年金コード1150）受付点検チェックシート[第2版（案）]	2
○ 再裁定処理の流れ	4

再裁定(年金コード1150)受付点検チェックシート [第2版(案)]

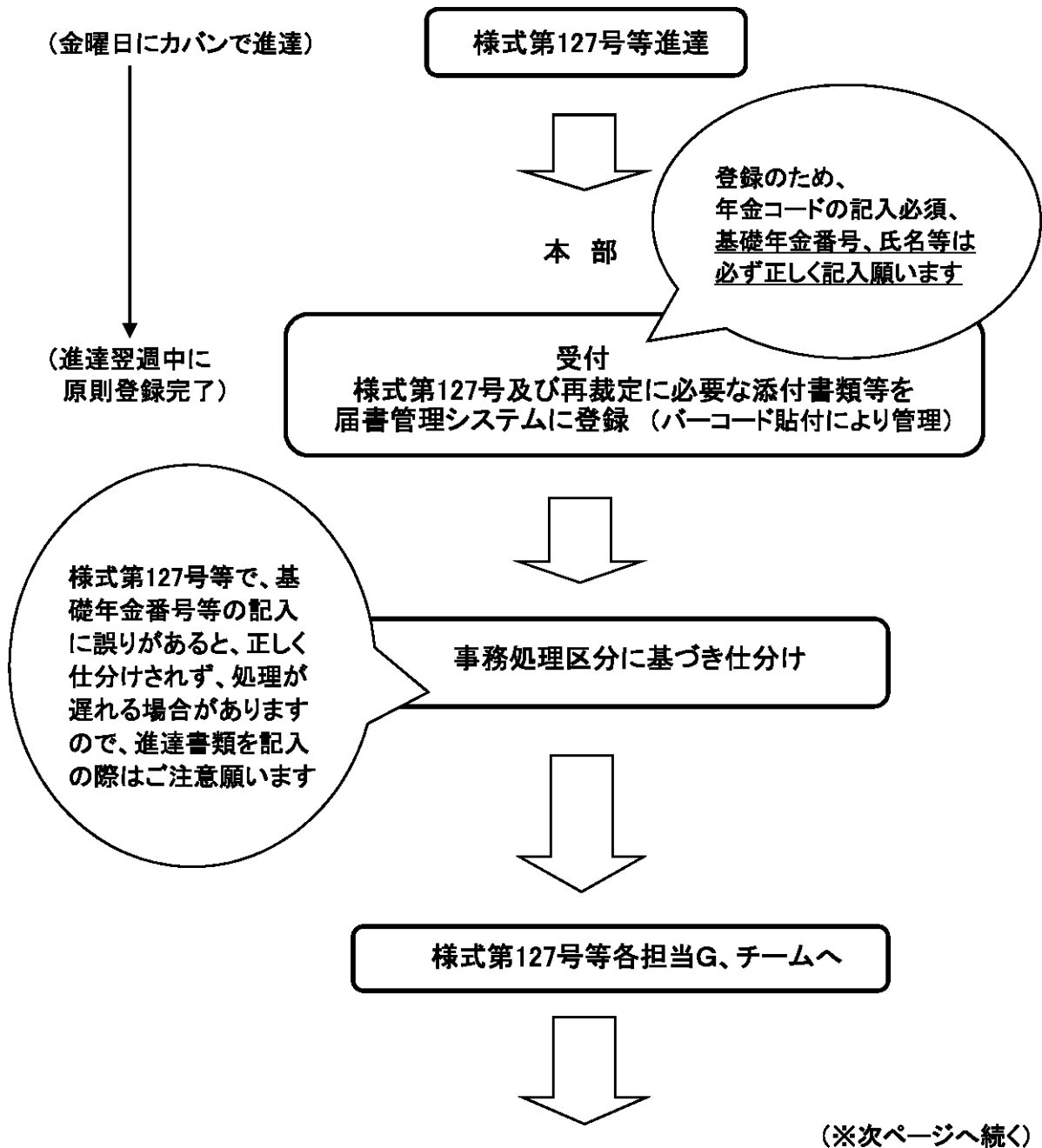
① 現在の原簿の状態	
☐ 裁定原簿に支払保留、加給保留、差止の表示があるか確認する。また、現況届、生計維持確認届、年金請求書が送付状態になっていないか確認する。	
☐ 配偶者がいる場合、配偶者に基礎年金番号が付番されているかどうか確認し、127号に記載する。	
☐ 死亡者の場合	☐ 未支給年金の支払先を確認する。前回の未支給請求者死亡による転給の場合、未支給請求書・戸籍謄本・死亡当時の生計同一の確認がとれる住民票等の添付が改めて必要となる。初めて未支給請求の場合は未支給請求書、および添付書類を併せて進達する。 ☐ 配偶者が遺族年金を受給中の場合、遺族年金についても必要に応じて再裁定の申出書を受付する。(子の加算が付いていた場合、子の再裁定も必要となるため、対象となる全ての子の基礎年金番号、氏名を127号に記載する。)
② 追加・訂正する期間の確認	
1 共済(農林を含む)期間の追加の場合	
☐ 年金加入期間確認通知書(農林共済組合員期間証明書)を添付する。	
2 受給権発生以降の記録追加・訂正の場合	
☐ 受給月の報酬訂正、取得・喪失追加での再裁定の場合は過払いにならないかどうか確認する。(ただし、受給月の賞与記録の追加・訂正は再裁定不要)	
3 カラ期間の訂正の場合	
☐ 配偶者の被保険者期間をカラ期間として追加するときは、127号に追加期間を記載し、婚姻期間が確認できる戸籍謄本等を添付する。	
4 厚生年金第3種被保険者期間または船員保険被保険者期間の追加の場合	
☐ 厚生年金第3種被保険者期間または船員保険被保険者期間の追加の場合、厚生法昭和55年改正法附則第83条に該当しないか確認する。 ※年金機構業務つうしん平成23年5月号 再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q&A参照	
③ 資格記録の確認	
1 厚生年金第4種被保険者期間がある場合	
☐ 期間追加により、第4種被保険者期間が老齢満了後の期間となる場合は、記録の補正と保険料の還付を行う。また、第4種被保険者期間補正後、額試算を行い、減額とならないか確認する。(減額となる場合は、返納方法申出書を添付する。)	
2 国民年金の加入記録がある場合	
☐ 任意加入により、満額の基礎年金を受給できる月数を超えて保険料を納付していた場合	☐ 削除する期間中に付加保険料を納めており、付加年金額が減額になるときは、返納方法申出書を添付する。
☐ 基礎年金受給後の第3号被保険者特例期間の追加がある場合	☐ 「国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書」(原本)を添付する。1号納付・免除期間が3号特例期間になるときは、返納方法申出書を添付する。(業務センターつうしん平成17年7月号参照)
☐ 他制度被保険者期間(組合員期間等)、合算対象期間と重複する期間がないか確認する。	
3 厚生年金脱退手当金の支給記録がある場合	
☐ 厚生年金脱退手当金の支給期間と国民年金の加入記録が重複している場合は、国民年金記録を補正し、額試算を行い、減額とならないか確認する。(減額となる場合は、返納方法申出書を添付する。)	
4 その他	
☐ 追加する期間が農林共済等へ移管すべき記録でないかどうか確認する。 ※年金機構業務つうしん平成23年3月号 P40参照	
☐ 追加する期間が法律施行準備期間でないか確認する。 ※業務センターつうしん平成18年8月号等を参照	
☐ 追加する期間が旧令共済期間と重複していないか確認する。必要に応じて、渉外グループ旧令共済事務担当者に旧令共済期間を確認後、127号『その他』欄に旧令共済期間を記載する。(重複している場合は旧令共済期間が削除となる。)	
④ 年金額仮計算書	
☐ 【お客様ご記入欄】住所・氏名が記載してあるか確認し、「ア」に○が付してある場合は127号を進達する。	
☐ 試算の結果、年金額が減額になる場合は、返納方法申出書を添付する。(1/2内払調整を希望する場合は、その旨127号に記載でも可) ※減額となる場合の取り扱い、給付指2010-60、2010-95を参照	

⑤ 年金の受給状況	
1 単一共済の老齢基礎年金の場合（受給者原簿記録「進達庁」が「85XX」「86XX」のとき）	
☐ 受給権発生前の期間追加により単一共済不該当となる場合は、再裁定ではなく、裁定替えとなるので、単一共済の老齢基礎年金の裁定取消及び混在老齢年金の新規裁定が必要となる。（移管記録に注意する。） ※事務処理方法・必要書類については、業務センターつうしん平成20年7月号参照	
2 老齢基礎年金のみの受給者で繰り上げ受給者の場合	
☐ 厚生年金保険の期間追加が12月未満の場合	☐ 233号の添付が必要。（戸籍、住民票、住基070画面のいずれかの添付が必要。ただし、住基登録されている場合は不要）
☐ 昭和17年4月2日以降の生年月日の場合	☐ 同上。 ※老齢厚生年金の繰り下げ待機を希望する場合は127号にその旨記載する。
3 他年金がある場合 ※選択届の留意事項については年金機構業務つうしん 平成22年11月、23年3月号参照	
☐ 期間追加により受給権発生年月日が遡及する場合	☐ 併給関係を確認し、年金受給選択申出書を添付する。（基番・年金コードを必ず記入し、選択契機毎に選択方法を明記する。202号の場合、選択契機毎に共済年金額がわかるものの「写」の添付が必要。）
☐ 期間追加により、はじめて老齢厚生年金が発生する場合	☐ 併給関係を確認し、年金受給選択申出書を添付する。（基番・年金コードを必ず記入し、選択契機毎に選択方法を明記する。202号の場合、選択契機毎に共済年金額がわかるものの「写」の添付が必要。）
☐ 期間追加により選択方法に変更が生じる場合	☐ 年金受給選択申出書を添付する。（基番・年金コードを必ず記入し、選択契機毎に選択方法を明記する。202号の場合、選択契機毎に共済年金額がわかるものの「写」の添付が必要。障害年金の受給権がある方については、必要に応じて診断書・所得確認等の要否を確認する。） ☐ 全額支給停止の年金が選択変更により、支給されるようになる場合は、支払機関の確認をする。
☐ 他年金が『145X』の場合	☐ 先充て対象者の場合、65歳以降の老齢厚生年金の増額分が遺族厚生年金と相殺になる旨を説明する。（受免から先充て停止の場合は『145X』の127号-2も同時に進達する。）
☐ 他年金が『135X』の場合	☐ 『135X』も同時に再裁定が必要かどうか確認し、必要であれば127号を併せて進達する。
☐ 他年金が『043X』『033X』の場合	☐ 昭和61年3月以前の国年免除期間が適正かどうか確認する。 ☐ 『033X』も同時に再裁定が必要かどうか確認し、必要であれば127号を併せて進達する。
4 老齢未満了者の場合	
☐ 期間追加により老齢満了となる場合 	☐ 受給者に振替加算が加算されている場合、振替加算不該当になる。期間追加による増額分で過払額が相殺しきれないときは、返納方法等について説明及び確認し、必要に応じて返納方法申出書を添付する。 ☐ 配偶者に加給年金が加算されている場合は、過払いが生じないか確認を行い、必要に応じて配偶者の230号・返納方法申出書を添付する。
☐ 加給年金加算対象者の有無を確認し、必要に応じて229号及び必要書類を添付する。（注）	☐ 配偶者に新たに振替加算が加算される場合は、222号又は127号-2を添付する。 ※振替加算にかかる事務の取り扱いについては、業務センターつうしん平成19年12月号を参照
5 老齢満了者の場合	
☐ 期間追加により、老齢満了年月が変更となる場合 	☐ 配偶者に新たに振替加算が加算される、もしくは加算開始時期が変更となる場合は222号又は127-2号を添付する。（過払いが生じることがないか確認する。） ※振替加算にかかる事務の取り扱いについては、業務センターつうしん平成19年12月号を参照 ☐ 配偶者の加給金に未払い・過払いが生じないか確認する。
（注）229号の添付書類・・・戸籍、住民票（加給金加算開始時の生計同一関係の確認できるもの）、所得証明書（加給金加算開始時の前年の収入が確認できるもの） ※詳細は、給付指2010-113、支払指2010-3別添②の通知・事務連絡及び給付情2011-40、給付指2011-115を参照	
6 その他	
☐ 記録追加・訂正により、583号が必要かどうか確認する。 ※年金機構業務つうしん平成23年5月号 再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q&A参照	

再裁定処理の流れ（様式第127号進達から支払まで）

< 主な再裁定処理の流れ >

年金事務所、事務センター



この間、原簿右上に
「裁定中」と表示されます

住所・支払機関変更
などの処理に
ご注意願います
(変更処理を行っても、
再裁定決定後
変更前の情報に
戻ってしまう場合があります)

注:再裁定入力後
(裁定中と表示中)
審査の結果、
不備等があれば
再裁定の入力を
取り消す
場合もあります

各担当G、チームで
再裁定入力

不備があれば、返戻
(よくある事例は、給付
指2010-113、支払指
2010-3別添④[つうしん
平成22年11月号にも掲
載]を参照)

内容審査

不備があれば、返戻
(よくある事例については、
上記の通り)

※旧法については、原則
入力前に審査を行います

審査の結果、問題なければ再裁定決定
(裁定年月日確定、原簿の原因表示変更)

※再裁定の処理サイクルについては
つうしん平成23年5月号P2参照

※裁定年月日に基づき、
原則支払サイクルの
締切までに完了します

諸変更入力処理

再裁定決定後、原簿の改定記録が、新規裁定時の状態に戻る為、
自動で連動する改定トランズ以外のトランズ
(加給系、選択系、死亡・未支給等のトランズ)を必要に応じて
入力処理を行います

お支払

年金証書等各種通知書が、必要に応じてお客様あてに送付されます
(送付される通知の種類、送付時期につきまして、詳しくは
つうしん平成23年5月号P3を参照願います)

※ この後、時効特例給付分がある場合は、時効特例グループの処理へと移ります

※ 複雑な処理を要するもの等は、この流れに沿わない場合があります

3. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その3）

【年金給付部 給付企画・指導グループ】

- 障害給付の請求にかかる事務取扱い
（平成 23 年 4 月 27 日 給付指 2011-126）

障害給付の「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」が同時に行われた場合の取扱い及び「障害給付裁定請求事由にかかる申出書」の見直しについて、指示・依頼をしたものです。

- 人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-D の障害認定日
（平成 23 年 6 月 1 日 給付情 2011-93）

障害認定基準（「心疾患による障害」）における人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-D の障害認定日に関する疑義照会への回答について、お知らせをしたものです。

- 障害基礎年金の子の加算にかかる事務の取扱いについて
（平成 23 年 6 月 14 日 給付情 2011-105）

障害年金加算改善法の施行に関して、厚生労働省雇用均等・家庭児童局（家庭福祉課）より地方自治体に事務連絡は発出されたましたので、その内容の情報提供と「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式 205 号）」の受付時の留意事項について、お知らせをしたものです。

障害給付の請求にかかる事務取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保	
	✓				

本部関係部

リスク・コンプライアンス部、年金相談部、業務管理部、障害年金業務部

目的・趣旨

障害給付の障害認定日による請求と事後重症による請求（以下、それぞれ「認定日請求」、「事後重症請求」という。）が同時に行われた場合の取扱い及び「障害給付裁定請求事由にかかる申出書」（以下、「申出書」という。）の見直しについてお知らせするものです。

ポイント（内容）

今般、社会保険審査会より「障害年金の認定日請求と事後重症請求が同時に行われている場合、それぞれの請求に対する処分結果の通知が行われていない」との指摘を受け、事務取扱いについて以下のとおり見直しを行います。

なお、この取扱いは、平成23年5月1日受付分から実施してください。（本指示・依頼発出後より実施しても構いません）

①様式の変更

年金請求日が障害認定日より1年以上経過している場合の認定日請求については、「申出書」の添付を求めています。現在使用している「申出書」は廃止し、別添1の「障害給付 請求事由確認書」（以下、「確認書」という。）を使用してください。

②処分結果の通知について

「確認書」の添付により、認定日請求と事後重症請求が同時に行われている場合は、それぞれの請求に対する処分結果を通知してください。（別添2参照）

なお、請求の意思が示されていないものの処分は行わないでください。

※また、請求書を受理する際は、お客様の意思を十分に確認し、記入漏れ等がないよう注意してください。

業務処理要領【マニュアル】

国民年金（障害基礎年金請求書）

厚生年金保険（障害給付年金請求書）

照会先

本部
年金給付部 給付指導G：稲田
連絡先：[REDACTED]

審査担当チェック欄 ■

障害給付 請求事由確認書

私は、下記の請求事由を確認し、傷病名（ ）
で「障害認定日による請求」を請求事由として、障害給付を請求します。

ただし、「障害認定日による請求」で受給権が発生しない場合は、「事後重症による請求」を請求事由として障害給付を請求します。

【請求事由について】

1. 障害認定日による請求

障害給付は、病気またはケガによって初めて医師の診療を受けた日（初診日）から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときはその日）に、一定の障害の状態にあるときに受けられます。（ただし、一定の資格期間が必要です。）この場合、年金請求書に添付する診断書は、初診日から1年6月を経過した日の障害状態がわかるものがが必要です。

なお、請求する日が、1年6月を経過した日より1年以上過ぎているときには、治ったことにより請求するときを除き、初診日から1年6月を経過した日の診断書と請求時点の診断書の両方が必要となります。（ただし、障害状態の確認を行う際に、他の時点の障害の状態がわかる診断書を求めることがあります。）

2. 事後重症による請求

「1. 障害認定日による請求」で受給権が発生しなかった場合でも、その後、病状が悪化し、65歳に達する日の前日までの間において、一定の障害の状態となったときには本人の請求により障害給付が受けられます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。この場合、年金請求書に添付する診断書は、請求時における障害の状態がわかるものがが必要です。

平成 年 月 日

（請求者本人）

氏 名： _____ ㊞

住 所： _____

連絡先：（ ） _____

（代 理 人）

氏 名： _____ ㊞

請求者との関係： _____

住 所： _____

連絡先：（ ） _____

※請求者、代理人ともに本人自署の場合、押印は不要です。

人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-Dの障害認定日（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相談部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎			◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部

障害年金業務部

目的・趣旨

国民年金・厚生年金保険障害認定基準「第11節 心疾患による障害」における、人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT・CRT-Dの障害認定日について疑義照会があり回答をしましたので内容についてお知らせするものです。（本件にかかる疑義照会は、機構本部関係部からのものであり、機構 LAN 疑義照会掲示板には掲載されないため。）

ポイント（内容）

【照会内容】

平成22年10月13日付年発1013第1号厚生労働省年金局長通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」の第11節 心疾患による障害の2認定要領（10）により「心臓ペースメーカー、又はICD（植込み型除細動器）又は人工弁を装着した場合の障害の程度を認定すべき日が、それらを装着した日（初診日から起算して1年6月以内の日に限る。）とする。」と示されていますが、（9）⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合及び⑦重症心不全の「心臓移植や人工心臓等を装着」した場合の障害認定日が示されていないため、ご教示願いたい。

【回答】

人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT（心臓再同期医療機器）・CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）については、施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、施術した日をもって障害認定日として差し支えない。

なお、本件については、年金局からの疑義照会回答があります。（別添参照）

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当太田（哲）

連絡先
（直通）

(様式第3)

疑義照会(回答)票(厚生労働省)

照会日 平成23年5月27日
照会部署名 年金給付部給付企画グループ
照会担当者 (役職名) 太田 哲史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 海老原

(案件)

(受付番号) No. 2011—20	障害認定日について
-----------------------	-----------

(内容)

平成22年10月13日付年発1013第1号厚生労働省年金局長通知「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」の第11節 心疾患による障害の2認定要領 (10)により「心臓ペースメーカー、又はICD(植込み型除細動器)又は人工弁を装着した場合の障害の程度を認定すべき日が、それらを装着した日(初診日から起算して1年6月以内の日に限る。)とする。」と示されていますが、(9) ⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合及び⑦重症心不全の「心臓移植や人工心臓等を装着」した場合の障害認定日が示されていないため、ご教示願いたい。

【当方の見解】

⑤大動脈疾患の「人工血管を挿入」した場合については、人工血管を挿入したものは3級とすることとされたが、人工血管を挿入した際の障害認定日については、これらを施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、挿入日とする。

⑦重症心不全の「心臓移植や人工心臓等を装着」した場合については、心臓移植や人工心臓、CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)の装着を行った手術後の等級が示されているところであるが、これらを施術した際の障害認定日については、これらを施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、移植日又は装着日とする。

本件の障害認定日については、上記の見解のとおり扱ってよろしいかご教示く

ださい。

(回答)

お見込みのとおり。

人工血管・心臓移植・人工心臓・CRT(心臓再同期医療機器)・CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)については、施術した日が初診日から起算して1年6月以内の場合は、施術した日をもって障害認定日として差し支えない。

回答日 平成23年 5月30日

回答部署名 年金局事業管理課

回答作成者(障害認定企画専門官) 小杉光恵

連絡先 3595-2796

メールアドレス

事業管理課長代理障害認定補佐の確認



障害基礎年金の子の加算にかかる事務の取扱いについて（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相談部	通帳部	厚生G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課
		○	○	◎			○	◎		○		○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○	○		

本部関係部

事業企画部、年金相談部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

障害年金加算改善法施行に伴い、市区町村役場の児童扶養手当担当係から交付される児童扶養手当額調書の取扱いが一部徹底されていなかったことから、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課より事務連絡が発出されましたので情報提供します。

ポイント（内容）

児童扶養手当の認定請求者等へ交付される「児童扶養手当額調書」の請求日の記載について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課から市区町村役場の児童扶養手当担当者への説明が明確にされていなかったことから別添の事務連絡が発出されました。

障害年金の子の加算から児童扶養手当への移行を希望される方が「加算額・加給年金額対象者不該当届（様式205号）」を届出する際、届書中の「不該当となった日」が「児童扶養手当額調書の請求日」と一致しない場合は過払いが生じる場合があります。

児童扶養手当は認定請求日の属する月の翌月分から支給されることから、届書受理の際は改めて児童扶養手当額調書の請求日と児童扶養手当の支給月を確認した上で受理してください。

また、この件について市区町村の国民年金担当部署への情報提供も併せてお願いします。

照会先

年金給付部 給付企画G 菊池・大関

連絡先

給付指導G 稲田

連絡先

各 都道府県 児童扶養手当担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室扶養手当係

障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当支給事務
(児童扶養手当額調書)の取扱いについて

児童扶養手当制度の円滑な実施につきまして、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当支給事務の取扱いについては、平成23年2月21日雇児福発第0221号第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当支給事務の取扱いについて」の別添「障害基礎年金の子の加算の運用の見直しに伴う児童扶養手当支給事務の取扱いに係る事務処理要領」でお示ししているところですが、児童扶養手当額調書に記載する「請求日」については、児童扶養手当額の算定の時点を示すものであるため、必ずしも請求書等を受理した日となるものではありません。このため、「請求日」の記載について、改めて下記のとおり整理いたしましたので、御了知いただくとともに、この取扱いに遺漏のないよう管内市区町村あてに周知方よろしくお願いいたします。

記

年金事務所等においては、児童扶養手当額調書に記載する「請求日」時点の生計維持関係を認定することとしておりますが、1及び2の場合における「請求日」の記載については、以下のとおりとしてください。

1. 平成23年3月31日以前に障害基礎年金の子加算を受給している場合には、平成23年8月31日までは「災害その他やむを得ない理由」により請求することができなかったものとして、児童扶養手当法第7条第2項の規定を適用して差し支えないものとしている。この場合、年金事務所等において、平成23年3月31日時点の生計維持関係(児童扶養手当の支給開始月4月)を認定するため、児童扶養手当額調書に記載する「請求日」は平成23年3月31日としてください。(別添1参照)

2. 現況届時に児童扶養手当から子加算に受給変更する場合は、年金事務所等において、平成23年7月31日時点の生計維持関係（子加算の支給開始月8月）を認定するため、児童扶養手当額調書に記載する「請求日」は、平成23年7月31日としてください。（別添2参照）

※ なお、来年以降の現況届時は当該年の7月31日としてください。

児童扶養手当額調書

受給資格者氏名				
生 年 月 日				
住 所				
連 絡 先				
配偶者が障害年金の受給権者であるとき	氏 名			
	生 年 月 日			
	公的年金	年金制度の種類	国民年金 ・ 厚生年金 ・ 共済年金	
		等 級	級	
	基礎年金番号		—	
支給対象児童	①	フリガナ		児童扶養手当月額
		氏 名		
		生 年 月 日	平成 年 月 日	
	②	フリガナ		児童扶養手当月額
		氏 名		
		生 年 月 日	平成 年 月 日	
	③	フリガナ		児童扶養手当月額
		氏 名		
		生 年 月 日	平成 年 月 日	
合 計			円	

- ・ 本調書は、障害基礎年金の子の加算に係る届出時に必要となるものです。平成23年3月31日付けの請求に基づき算定される児童扶養手当額は上記のとおりですので、年金事務所・事務センターに本調書の写を添えて提出して下さい。
- ・ また、障害基礎年金の子の加算に係る手続をした後は、日本年金機構から送付される「支給額変更通知書」又は「加算事由不該当通知書」の写を市区町村に提出して下さい。

平成 年 月 日
都道府県知事(福祉事務所長)
市区町村長(福祉事務所長)



児童扶養手当額調書

受給資格者氏名					
生 年 月 日					
住 所					
連 絡 先					
給配 権者 が 障 害 年 金 の 受 給 者 で あ る と き	氏 名				
	生 年 月 日				
	公 的 年 金	年金制度の種類	国民年金 ・ 厚生年金 ・ 共済年金		
		等 級	級		
		基礎年金番号	—		
支 給 対 象 児 童	①	フリガナ		児童扶養手当月額	
		氏 名			
		生 年 月 日	平成 年 月 日		円
	②	フリガナ		児童扶養手当月額	
		氏 名			
		生 年 月 日	平成 年 月 日		5,000 円
	③	フリガナ		児童扶養手当月額	
		氏 名			
		生 年 月 日	平成 年 月 日		3,000 円
	合 計			円	

- ・ 本調書は、障害基礎年金の子の加算に係る届出時に必要となるものです。平成23年7月31日付けの請求に基づき算定される児童扶養手当額は上記のとおりですので、年金事務所・事務センターに本調書の写を添えて提出して下さい。
- ・ また、障害基礎年金の子の加算に係る手続をした後は、日本年金機構から送付される「支給額変更通知書」又は「加算事由不該当通知書」の写を市区町村に提出して下さい。

平成 年 月 日
都道府県知事(福祉事務所長)
市区町村長(福祉事務所長)



編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 